

SAGA アリーナ 佐賀ブルーナーズ応援バスツアー補助事業実施要領

当該補助事業は、佐賀県プロバスケットボール振興協議会（以下、「協議会」という。）に所属し、SAGA アリーナで開催される佐賀ブルーナーズのホームゲームにおいて、観戦チケットを購入し、貸切バスを用いて観戦ツアー（以下「ツアー」という。）を行う団体等（以下、「利用団体」という。）に対し、予算及び上限額の範囲内において、以下のとおり協議会がバス代を負担するものとする。

1 実施条件等

- ①佐賀ブルーナーズの SAGA アリーナでのホームゲームについて、観戦チケット購入者及び新規来場者を含む団体を対象とする。
- ②協議会会員以外の団体も利用可能とするが、その場合は、協議会会員（主として利用団体が拠点を置く市町）を經由して、申請報告する。
- ③同じ利用団体からの申請は原則 1 シーズン当たり 1 回までとする。
（ただし、不測の事態により、キャンセルとなった場合はこの限りではない。）
- ④申請は、1 回のツアーで 3 台までとする。
- ⑤補助上限額は「乗車人員」×3,300 円とし、この上限の範囲内で実費支払とする。
- ⑥補助上限額の範囲内であれば、高速道路及び有料道路の利用料金も補助対象経費に含めることができる。
- ⑦補助金は全て利用するバス会社に支払う。
- ⑧利用団体が参加者からツアー代金等を徴収して収益を上げる等、当該ツアーに何らかの収益性が認められる場合、補助の対象とすることはできない。
- ⑨旅行会社の取り扱いも可能とする。
- ⑩バスの乗降場所や観戦中における駐車場所等については、株式会社佐賀ブルーナーズやバス会社等と調整の上、実施するものとする。
- ⑪旅行業法その他の関連法令に違反していないこと。

2 支払いについて

- ①原則、実施予定の 2 週間前までに申請書（様式 1）とバス会社の見積書を提出すること。
- ②申請書提出後、予算の範囲内で実施できるかなどを協議会において確認するので、バス会社への正式な依頼は協議会からの実施決定の通知を受けてから行うこと。
- ③実施後、2 週間以内に報告書（様式 2）とバス会社からの協議会あての請求書を提出すること。なお、実際のバス代が補助上限額を超える場合は、協議会への請求額は補助金額のみとして提出すること。
- ④報告書の内容確認後、バス会社に補助金を支払う。

3 キャンセル料の取り扱いについて

申請後、不測の事態によりキャンセルが発生した際のキャンセル料の支払いについては、協議会、申請団体及び利用団体で協議の上、決定するものとする。なお、キャンセルの可能性がある場合は、事前に協議会へ連絡することを要する。

この要領は令和 5 年 4 月 26 日から施行する。

この要領は令和 6 年 8 月 27 日から施行する。

この要領は令和 7 年 8 月 1 日から施行する。